

第二百一十一号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表一の部第三の款五の項を次のように改める。

五 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第四百四十五号）の施行による租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。